

## スポーツビジネスネットワーク埼玉規約

### (ネットワークの目的)

第1条 スポーツビジネスネットワーク埼玉（以下「ネットワーク」という。）は、県内のスポーツチームや中小企業等の交流の場を構築し、ビジネスマッチングの促進やスポーツ関連産業への参入、商品・サービスの開発等を活性化することで、埼玉県におけるスポーツ関連産業の成長産業化を図ることを目的とする。

### (ネットワークの活動の内容)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 交流会の開催
- (2) 講演会・セミナーの開催
- (3) ネットワークの活動及びスポーツ関連産業に関する情報発信
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要と認められる活動

### (事務局)

第3条 ネットワークの事務局を埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課に置く。

- 2 ネットワークの事務局の庶務については、委託して処理することを妨げない。

### (会員)

第4条 ネットワークを構成する会員は、第1条の目的に賛同する団体・法人及び個人とする。

### (会員登録)

第5条 ネットワークへの登録を希望する団体・法人及び個人は、必要事項を記入の上、事務局に提出する。

- 2 事務局は、前項の登録希望の提出があった場合は会員として登録するとともに、登録完了した旨会員あて通知する。

### (変更等の届出)

第6条 会員として登録された団体・法人及び個人は、登録した内容を変更し、または退会しようとするときは、事務局に届け出るものとする。

### (登録内容の確認等)

第7条 事務局は、必要に応じ、会員に対し登録内容の確認ができるものとする。

- 2 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことが

できる。

- (1) 登録希望の記載事項に虚偽があることが判明した場合。
- (2) 会員に公序良俗に反する行為が判明し、登録がふさわしくないと認められる場合。
- (3) 会員と連絡が取れなくなった場合。
- (4) 第6条の規定に基づき、退会を希望する場合。

(会員の活動等の広報)

第8条 事務局は、ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、ネットワーク及び会員の活動状況等を積極的に広報する。

2 会員自身も自らの活動等について、積極的に事務局に対し情報提供を行うよう努めるものとする。

(会費)

第9条 ネットワークへの入会及び年会費は、無料とする。

附 則

この規約は、令和4年6月2日から施行する。